

# 増毛町看護職員養成修学資金貸付制度

増毛町では、将来増毛町看護職員として増毛町立市街診療所又は増毛町立明和園へ就職することを希望する方を対象に、修学資金の貸付制度を設けています。

貸付対象	看護師又は准看護師養成施設（文部科学大臣が指定した学校又は北海道知事が指定した養成所等）に在学している方
貸付金額	看護師：月額50,000円 准看護師：月額30,000円
貸付期間	養成施設の在学期間
貸付金の償還免除	養成施設を卒業後1年以内に免許を取得し、すみやかに増毛町看護職員として就職した場合で、在職期間が修学資金の貸付を受けた期間以上となった場合に償還が全額免除となります。
貸付金の償還	以下に該当した場合は貸付金の償還が必要となります。 ○修学資金を辞退したときや学校又は養成所を退学したとき ○看護師又は准看護師の免許取得後すみやかに増毛町看護職員として就職しなかった場合 ○増毛町看護職員として就職後、従事した期間が貸付を受けた期間に達する前に退職した場合
事業開始日	平成30年4月1日

※ 修学資金の貸付制度は、看護職員の採用状況により利用できない場合があります。

制度に関する問い合わせ先

## 増毛町立市街診療所

〒077-0214

北海道増毛郡増毛町畠中町5丁目176番地の1

電話：0164-53-1811